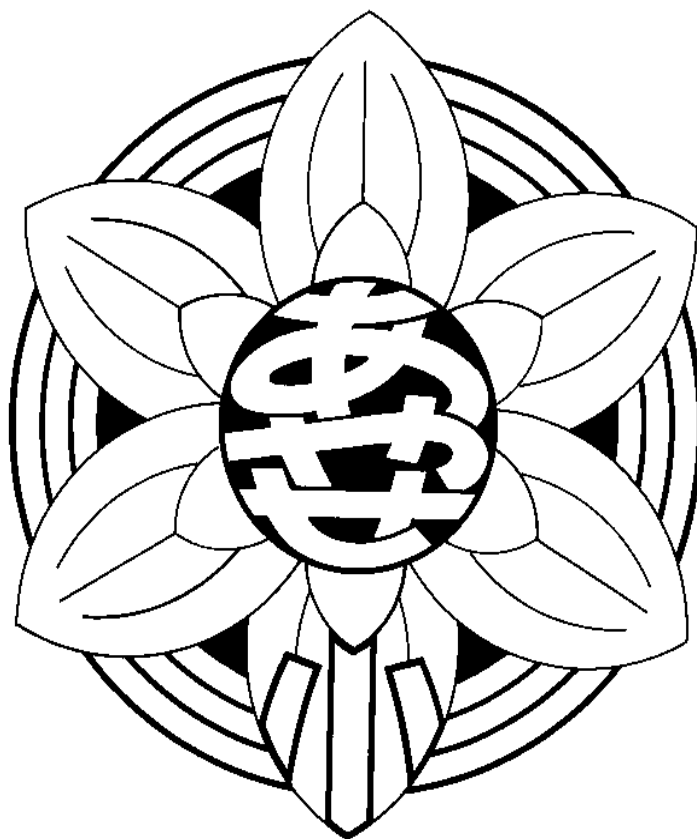


令和6年度

いじめ防止基本方針



川口市立戸塚綾瀬小学校

目次

1 はじめに③

2 いじめの定義といじめに対する基本認識③

(1)いじめの定義

(2)いじめの基本認識

3 いじめ問題に取り組むための組織(いじめ対策委員会)④

(1)設置目的

(2)組織の構成員

(3)活動内容

(4)関係機関との連携

4 児童による、いじめ問題に取り組むための組織

(綾瀬子どもいじめ防止対策委員会)④

(1)設置目的

(2)組織の構成員

(3)活動内容

5 いじめの未然防止④

(1)教師の言動・姿勢

(2)いじめを許さない学級づくり

(3)わかる授業づくり

(4)道徳教育の推進

(5)児童によるいじめ防止の取組

(6)ネットいじめへの対応

(7)効果的な教育相談のポイント

6 いじめの早期発見・早期対応⑦

(1)いじめの早期発見

(2)いじめの早期対応

7 重大事態への対応⑨

(1)重大事態への対処の流れ

(2)川口市教育委員会又は本校による調査

8 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項(PDCA サイクル)・・⑬

川口市立戸塚綾瀬小学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

平成25年9月施行の「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）、第12条の規定により、国のいじめ防止基本方針、埼玉県いじめ防止基本方針が策定された。これらを参酌し、本校の実情に応じたいじめ防止基本方針を策定する。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。従って、「いじめは絶対に許されない。」「いじめは卑怯な行為である。」という意識を持ち、学校として責任をもっていじめ防止に取り組むことが重要である。

以上のことを踏まえ、本校では「いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうる。」という認識に立ち、全教職員・全児童でいじめ防止及び解決を図っていくために体系的・計画的な基本方針を定めるものとする。

2 いじめの定義といじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

川口市立戸塚綾瀬小学校では、いじめを次のように定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットその他電気通信技術を用いる方法により行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの基本認識

いじめには、次の7つの特徴がある。

- 1 いじめの初期は、言葉の暴力から始まる
→「きもい」「くさい」「むかつく」「死ね」などの言葉から始まる
- 2 いじめとふざけの境界線がわかりにくく事実が見えにくい
→プロレスごっこやふざけっこなどの遊びなどから、罪悪感がなく発展する
- 3 いじめは集団化してくる
→いじめられることを恐れ、いじめる側が集団化する
- 4 長期化すると陰湿化・悪質化する
→いじめに気づかないと、執拗に、巧妙に長期にわたっていじめを続ける
- 5 場面が変われば立場も変化する
→いじめる側の児童が、いじめられる側になることがある
- 6 犯罪行為や不登校、自殺にまで追い込んでしまうことがある
→暴行、恐喝、傷害等の加害や、被害者を不登校、自殺にまで追い込んでしまう
- 7 教師の言動や姿勢がいじめを誘発することがある
→教師の不用意な発言や児童への接し方が、児童をいじめの対象にしてしまう

3 いじめ問題に取り組むための組織（いじめ対策委員会）

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、学校が、いじめの防止等のために設置する「いじめ対策

委員会」を中核に校長のリーダーシップの下、全職員の協力体制を確立し、学校設置者とも適切に連携し、いじめ根絶に向けて取り組む。

(1) 設置目的学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うために設置する。

(2) 組織の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任(いじめ対応教員)、養護教諭、各ブロックの教諭1名

(3) 活動内容

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等を組織的に実施するための中核としての役割

(4) 関係機関との連携

- ① 保護者との連携、協力依頼等
- ② 教育委員会との連携
- ③ 警察等との連携
- ④ 児童相談所やスクールカウンセラーとの連携

4 児童によるいじめ問題に取り組むための組織「綾瀬小子どもいじめ防止対策委員会」

(1) 設置目的

「いじめをしない、させない、ゆるさない」をモットーに、いじめ根絶に対する意識を高め、児童側からの主体的な企画、取り組みを実行するため「綾瀬小子どもいじめ防止対策委員会」を設置する。

(2) 組織の構成員

代表委員、運営委員、各委員会の委員長

(3) 活動内容

仲間意識やいじめを許さない意識を高める児童会活動の企画・立案・実施

5 いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるということを踏まえ、全ての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、児童のコミュニケーション能力を育み、児童が規律正しい態度で授業等に主体的に取り組めるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係をつくり、いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。

更に、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

（１）教師の姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために、教師一人一人を大切にする。

① 教師が「いじめはあるもの」との認識をもつ

「いじめはない」と思い込まず、教師一人一人が「いじめがあるかもしれない」との認識に立って組織的・継続的に観察を続け、児童に「いじめは絶対許さない」ことを常に発信する。

② 目配り・気配りをする

いじめは、登下校時・休み時間・昼休み・清掃時・放課後など教師の目が届きにくいところで多く行われることが多い。そのため、児童一人一人に十分な「目配り・気配り」に努め、教師間の情報交換を密にする。

③ いじめに気づき・注意する

教師がいじめに気づかないと、いじめをさらに進めてしまうことになる。また、いじめを注意しない教師は、児童から信頼されず、相談されることもなくなる。「毅然とした態度」が必要であり、そういう姿勢をもった教師が「相談しやすい先生」である。

④ 保護者との連携及び信頼関係の醸成

些細なことでも、学校での児童の変化を保護者に連絡するとともに、家庭の様子を聞くなど、「迅速で誠意ある対応」が、保護者との信頼関係を構築する。

（２）いじめを許さない学級づくり

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、次の８点について取り組む。

① 教師自身が明るく前向きに生活し、笑顔のあふれる明るい雰囲気をつくる。

② 教師と児童、児童同士のよりよい人間関係づくりに努め、互いに個性や長所を認め、一人一人が互いに支え合える雰囲気をつくる。

③ 教師は不正に対して毅然とした態度で臨む。

④ 一人一人が安心して生活できる集団生活のルールを確立する。

⑤ 児童の興味・関心や能力に合った活躍の場を用意して、一人一人に存在感をもたせる。

⑥ 学級活動の時間などで学級の諸問題を話し合わせ、自分たちで解決する機会を与える。

⑦ 児童が自主的に運営する学級の取組を通して、成就感・満足感をもたせる。

- ⑧ 「ライフスキルかわぐち」の取り組みを通して自分の周りに起こるさまざまな問題を解決し他者と調和的に生きていくための社会的能力を育成する。

（３）わかる授業づくり

学業不振やその心配のある子どもは、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。

【一人一人が生かされ、集団で高め合う授業づくりのポイント】

- ① 間違った意見こそ大切にする。
- ② 発言に対して冷やかしの言葉などがあれば、その場で注意する。
- ③ 児童が体験的、問題解決的な活動に取り組める教材の開発や単元の構成を工夫する。
- ④ 仲間で協力して調べたり、自由に表現したりする場面を取り入れる。
- ⑤ 他の発言や意見を尊重し、よさを見付け、温かく受け止める態度を養う。

（４）道徳教育の推進

いじめの未然防止のための道徳教育を推進する。

- ⑥ 「彩の国の道徳」を活用し、授業の充実を図る。
- ⑦ 児童のよい行いを認め、自己肯定感の高揚を図る。
- ⑧ 日常生活の中で「いじめを許さない」規範意識を育成する。

（５）児童によるいじめ防止の取組

綾瀬子どもいじめ防止対策委員会を核に、児童によるいじめの防止等に係る自発的な活動や主体的な活動を支援する。

- ① 「いじめをなくす宣言」を教室前面、児童用玄関に掲示し、常に注意の喚起、意識の啓発を行う。
- ② 「あやせっ子のやくそく」を児童会等で確認し、朝会や集会で共通認識を深める。
- ③ 児童会が主体となって「あいさつ運動」を実施し、良好な人間関係の構築を図る。

（６）ネットいじめへの対応

本校では、毎年、児童のいじめ未然防止に向けた「いじめ防止教室」を開催する。また、ネットいじめを含めたネットワーク上のトラブルに関する学習を進め、適切なネット利用を啓発する。

【児童への指導のポイント-掲示板等での被害を防ぐため】

- ① 掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
- ② 掲示板等への書き込みを、匿名で行っても、書き込みを行った個人が特定されること。特に、書き込みが悪質な場合などは、犯罪となること。
- ③ 掲示板等を含めインターネットを利用する際にも、利用のマナーをしっかりと守ることに

より、インターネットのリスクを回避することができること。

（７）効果的な教育相談のポイント

- ① 教育相談係や養護教諭といった一部の教師やスクールカウンセラー（すこやか相談員）に任せるのではなく、全職員がそれぞれの立場から、全校の児童に教育相談的なかわりをもつようにする。
- ② 気軽に相談できる雰囲気づくりをし、相談室や相談コーナー、相談ポストなどを設ける。
- ③ スクールカウンセラー（すこやか相談員）や教師による教育相談日や相談週間を設定し、積極的な相談活動を行う。
- ④ 教育相談の手法などに関する研修を積極的に行い、適切な対応ができるようにする。
- ⑤ 相談者のプライバシーの保護には十分留意する。

６ いじめの早期発見・早期対応

（１）いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付くにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

また、児童に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させる。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

- ① 「彩の国生徒指導ハンドブック『I's 2019』」にある「いじめのサイン発見チェックリスト」などを活用し、該当する項目があれば児童に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。
- ② 児童を対象に、いじめに関するアンケートを実施する。
 - ・学校でのアンケート（児童対象 「心のつぶやきアンケート」）を隔月実施する。
- ③ 「彩の国生徒指導ハンドブック『I's 2019』」にある「I いじめ防止対策編」を活用する。

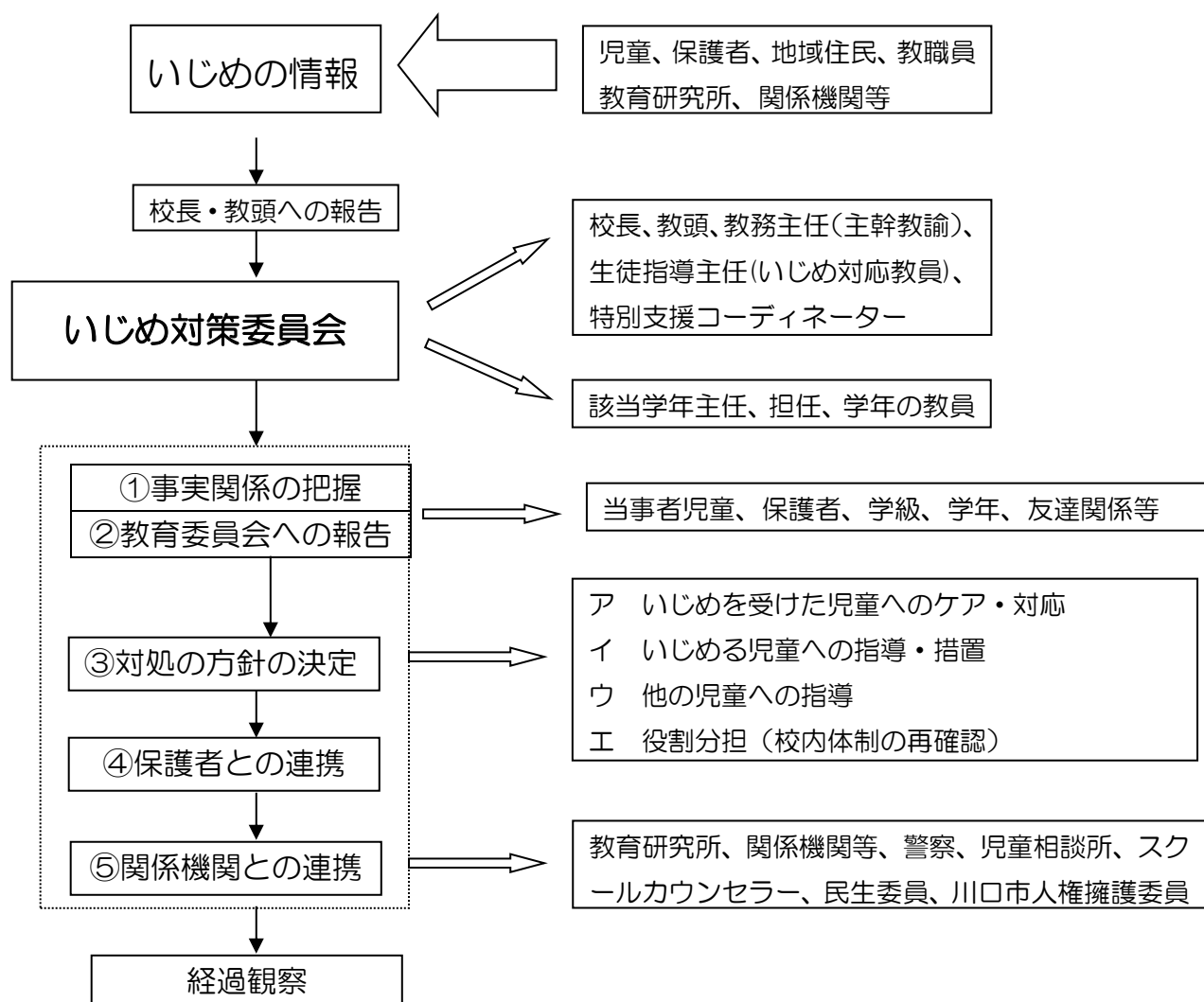
（２）いじめの早期対応

まず、教職員全員でいじめ問題に取り組む体制を作ることが重要である。

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断することや、一部の教職員で抱え込むことがないよう、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の

下で、次の点に留意して取り組む。

- ① いじめを発見・通報を受けた場合は、「いじめ対策委員会」で組織的に対応する。



- ① いじめる児童への指導・措置

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

- ② いじめを受けた児童へのケア・対応

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

- ③ 周りではやし立てる児童への対応

はやし立てることは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

④ 見て見ぬふりをする児童への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

⑤ 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・道徳教育の充実を図る。
- ・特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態への対処の流れ

- ① 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。
- ② いじめを受けて重大事態に至ったという申出が児童や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ③ 重大事態が発生した場合、川口市教育委員会へ事態発生について報告する。
- ④ 問題対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。
- ⑤ 上記④の調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)
- ⑥ 上記④の調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた児童や保護者に提供する場合があることを、調査対象となる児童や保護者にあらかじめ説明しておく。
- ⑦ 上記④の調査を行った問題対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた児童及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)
- ⑧ 上記④の調査結果は、川口市教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(2) 川口市教育委員会又は本校による調査

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われる

いじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめとの因果関係はない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したもの・調査等に当たる。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、川口市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

重大事態が発生した場合には、直ちに川口市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと川口市教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、川口市教育委員会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、川口市教育委員会との連携を図りながら実施する。

(エ) 調査を行うための組織について

学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。この組織の構成については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

また、必要に応じて調査委員会の委員等を、教育委員会に相談する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、川口市教育委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

① いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

② いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

（カ）自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「児童（生徒）の自殺が起きたときの調査の指針」（平成27年3月生徒（児童生徒）の自殺予防に関する調査研究協力者会議）等を参考とするものとする。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。

- ⑤ 調査を行う組織の構成については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。
また、必要に応じて調査委員会の委員等を、教育委員会に相談する。
- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧ 本校が調査を行う場合においては、川口市教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。また、「彩の国 生徒指導ハンドブック『I's2019』」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

（キ）その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷付き、本校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

（ア）いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

本校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う際、川口市教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、川口市長に報告する。

上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて川口市長に送付する。

8 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項（PDCA サイクル）

本校は、いじめ対策委員会において毎年度、川口市立戸塚綾瀬小学校いじめ防止基本方針にある各施策の効果を検証し、川口市立戸塚綾瀬小学校いじめ防止基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。